

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、奈良県中部農林振興事務所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和八年九月十一日

奈良県知事 山下 真

一 測量の目的 公共測量（確定測量図作成）

二 測量の地域 北葛城郡広陵町大字百済の一部

三 測量の期間 令和八年六月一日から令和九年三月三十一日まで